



(財)鳥取県労福協
第262号

題字
柴山抱海書

第4回 労福協まつり 親子ふれあい 旅行

第262号 もくじ

西部労福協第27回研究集会報告	2
西部労福協第39回定期総会開催報告	2
第19回囲碁・将棋大会結果報告	3
第17回全国ボランティアフェスティバル にいがた 参加報告	3
第55回勤労者美術展～連合鳥取会長賞決定～	4
「メンタルヘルス学習会」を開催しました	5
みなくるからのお知らせ	5
2008年度労働者福祉に関する要請と回答	6～7
ライフサポートセンターとつりからのお知らせ	8
鳥取県からのお知らせ～お父さんも子育てを!～	8

2008年度西部労福協 第27回研究集会 報告書

日 時 2009年3月5日（木）14時～6日（金）

場 所 松江市「松江東急イン」 参加者86名（鳥取県労福協10名）



西部労福協第27回研究集会は、松江市で開催されました。西部労福協小川俊会長の挨拶に続き、開催県の島根県労福協大崎康弘会長より歓迎の挨拶があり研究集会が始まりました。

第1日目の基調講演は「高金利引き下げる理由・被害の実態」として司法書士余村博樹さんより実例相談を基に活動紹介と島根県の被害状況を報告され、その対策について説明がありました。

引き続き、NPO法人リーガルネットワークしまねのメンバーによる「身近に潜む危険なワナ・きちんと見分けて賢い消費者」と題した演劇が行われました。内容は一般家庭でごく普通に見受けられる風景を寸劇にしたものでした

が、悪質な契約を安易に受け入れてしまう家庭を題材にしていました。

記念講演は「いつもニコニコストレスフリー」と題して医師松本祐二さんより人が抱えるストレスについて話をされました。ストレス解消法としてS・T・R・E・S・Sの実践方法の紹介がありました。

第2日目の講演は「島根県における労働者の生活満足度の検証」を島根大学准教授 上園昌武さんより15,694人からの回答を基にした報告がありました。調査項目は労働時間、失業の危機意識、自由な時間、地域とのつきあい等生活に直結した調査でした。

西部労福協活動報告として昨年9月に中央労福協主催の欧州労働者福祉視察に参加した鳥取県労福協前田厚彦副理事長の報告がありました。

参加者は全国22人（女性5人）で延11日間の日程でした。訪問先はフランス、ベルギー、イタリアの3カ国でしたが、内容は各国の失業保険制度・社会保障制度の特徴とイタリアでの全国社会的支援組織の活動について報告がありました。

以上2日間に亘り私たちが直面している問題を、それぞれ専門の立場から説明をいただき有意義な研究集会でした。

（報告 事務局）



西部労福協 第39回 定期総会開催報告



2009年2月19日（木）14時30分より、広島県呉市のクレイトンベイホテルに於いて、西部労福協第39回定期総会が開催されました。小川俊西部労福協会長挨拶につづき来賓の笹森清中央労福協会長、山田幸博広島県総務管理部長、小村和年呉市長よりご挨拶を頂きました。（総会参加者 56名）

議事に入り議案審議は、第1号議案「2008年度活動報告」、第2号議案「2008年度会計決算報告・監査報告」、第3号議案「2009年活動方針（案）」、第4号議案「2009年予算（案）」について、杉林事務局長より報告説明が行われました。第5号議案「役員交替」の提案がありましたが、すべての議案が提案通り承認されました。

総会では、西部労福協はさらなる飛躍をめざし1年間の活動と成果と反省を踏まえ、諸課題にとりくむことを確認ました。メインスローガン「活力ある福祉社会・地域共生で暮しに夢を!!」を採択し総会は終了しました。

総会閉会後休憩を挿み、「貧困の連鎖を断ち切るために」-日弁連決議と反貧困の運動からと題して弁護士秋田智佳子さん（広島市）による活動報告と合わせた講演をいただきました。

講演は、広島市で実施されている相談活動から相談者の実例により生活環境の悪化を訴えられました。貧困問題ととりくみ専門家連携（弁護士、司法書士、社会福祉士、医療ソーシャルワーカー）による相談会を実施されています。

事例を紹介されながら今後の課題として、労働組合による非正規労働者の組織化、労働条件の改善・「女性と貧困」「こどもと貧困」・労働、消費、社会保障運動などさまざまな市民運動の協同による反貧困の取り組みを提起されました。

以上で予定された日程が終了し西部労福協第39回定期総会が閉会されました。

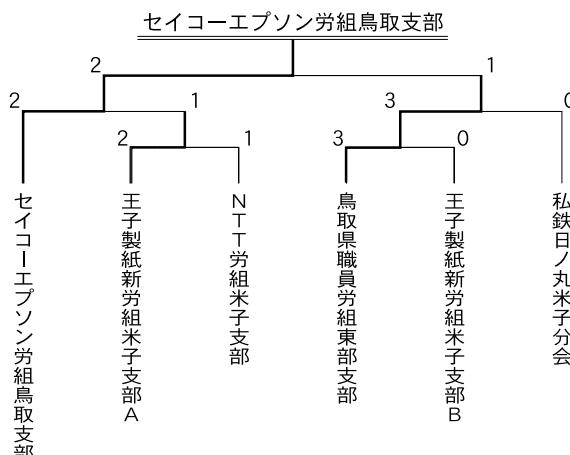
（報告 事務局）



鳥取県労福協 第19回囲碁・将棋大会 結果表

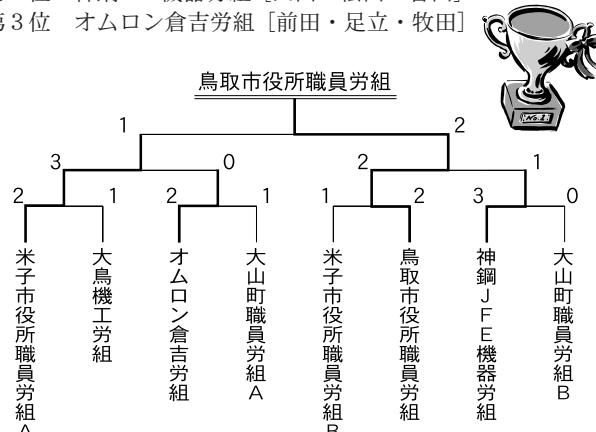
囲碁の部 結果

優勝 セイコーエプソン労組鳥取支部 [加藤・判谷・佐野]
 準優勝 鳥取県職員労組東部支部 [磯田・藤井・丸山]
 第3位 王子製紙新労組米子支部A [田中・増谷・田子]
 第3位 私鉄日ノ丸米子分会 [米田・後藤・生田・三木]



将棋の部 結果

優勝 鳥取市役所職員労組 [高橋・上田・石川]
 準優勝 米子市役所職員労組A [岡村・山本・佐々木]
 第3位 神鋼JFE機器労組 [山田・松田・音田]
 第3位 オムロン倉吉労組 [前田・足立・牧田]



2009年2月15日(日)まなびタウンとうはくを会場に第19回囲碁・将棋大会が開催されました。当日は、総勢59人（審判員・世話役含む）の参加で、熱戦が繰り広げられました。結果は、東部地区からの参加チームが圧勝でした。



囲碁対局風景



将棋対局風景

第17回 全国ボランティアフェスティバルにいがた 参加報告書

2008年9月20日(土)~21日(日) / 新潟市 / 参加者：橋本・八幡



9月20~21日、新潟市で「第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた」が開催され、鳥取県労福協から2名が参加しました。

初日開催の分科会には「災害救援ボランティアのこれまでとこれから・新潟の教訓を全国へ」と題する分科会へ参加しました。新潟は、ナホトカ号の油流出事故、集中豪雨、中越地震、能登半島地震と多くの災害から得た教訓について、パネリストの皆さん実体験に基づく話は、今までの経験や知識では、まだ理解不足ということを痛感しました。

被災後の地域が抱える問題は、日常的に潜在している問題が災害をきっかけに顕在化するということや、地震と水害での対応の大きな違い、復興過程で一番大事なのは「日常づくり」であり、地域に根ざす社会福祉協議会との連携の必要性を感じました。

また、最近若い人達は、指示されたこと以外の仕事が出来ず、臨機応変に自分なら何が出来るかをその場で考えてもらえるように導くことが大事であり、被災者の心のケアとか、女性でなくては出来ない仕事も多く、女性ボランティアの必要性も知りました。

実際に災害を経験した苦労話は、転ばぬ先の杖として大いに活用したいと思いました。

紙面の都合上、基調講演、大会報告は割愛しますが、この研修をその限りで終わらせず、今後の労福協活動の糧にしたいと考えます。

(報告者：西部支部 八幡勇治)

第55回 鳥取県勤労者美術展

連合鳥取会長賞の入賞者

連合鳥取会長賞

洋画
部門

「せつなくて」
宗内 彰志 様
(米子市)



日本画
部門

「遊鯉」
長砂 稲令 様
(鳥取市)



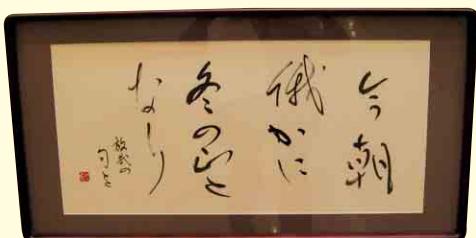
写真
部門

「誘導灯の彼方へ」
崎田 弘志 様
(米子市)



書道
部門

「今朝俄かに冬の山となり」
浅尾 久忍子 様
(鳥取市)



2008年12月21日(日)の会期最終日に米子市美術館にて、連合鳥取会長賞の表彰式を行いました。
連合鳥取会長賞は、会期中に来場された皆様に投票いただき、審査会で決定した賞以外の作品で、投票数の一番多い作品に贈られる賞です。

入賞者4名のうち3名に出席いただき、表彰式後には、来賓いただいた審査員の先生方からアドバイスを頂いたりお話を聞いたりする姿も見られ、皆様の受賞の嬉しさが伝わってきました。

「メンタルヘルス学習会」を開催しました

西部支部・中部支部とも講師は産業カウンセラー心理相談員の鈴木直子さんをお招きしました。

労福協西部支部

1/29学習会 午後6時開催 参加者52名

2009年1月29日に米子コンベンションセンターにて西部支部の学習会を開催しました。

今回のテーマは、最近各職場で健康障害が多くなってきている状況をふまえ「健康障害が起きない職場作りを目指して」をテーマに開催しました。「メンタルヘルスの必要性と労働組合の役割」という内容について講演いただきました。職場での仕事の悩み・人間関係の悩みなど数多くの問題があり、健康障害を予防するのは、会社自体が健康管理体制を強化するとともに、労働組合としても従業員からの相談活動を行い、会社と一緒に取り組む必要があると指摘されました。この学習会は次のステップとしてメンタル不調者の未然予防と労働組合の関わりを計画しています。
(報告:西部支部 湯川)



労福協中部支部

3/6学習会 午後6時開催 参加者46名

3月6日(金)夜、仕事を終えた後の午後6時から、中部教育会館にて、「メンタルヘルス学習会」を開催いたしました。

講演の概要

- 過重労働(脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数の急増、自殺する労働者数は年間9千人)が深刻化している職場。
- 「労働安全衛生法」を職場で機能させることが必須⇒個人の問題ではなく、事業者への責任を明確にした
⇒労働組合がここに関わることで、この法律を機能させることができる
- 職場に健康管理体制をつくり、労働者の健康障害の防止を図ろう ⇒ 労働者も声をあげるべき！

内容が今の労働者の現実そのものであり、「講演を聴きながら自分の職場のことや同僚のこと、また管理職のことと具体的に思い浮かべながら聴けた」と言われる方もありました。

「メンタルヘルスの予防と組合・組合運動」が大いに連動していることもよく分かり、組合員として労働者として、この問題が「自分自身の問題である」ことを自覚させられた学習会になりました。
(報告:中部支部 川上)



4月より、倉吉の開所時間を延長!!

4月より、開所時間が9:30～18:00となり、より相談しやすくなりました。

皆さん、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください！

労働相談

働く中での疑問や悩みを
電話 窓口 メール
にてご相談ください！

相談時間 平日 9:30～18:00
(3地区同じ相談時間です)

相談ダイヤル
鳥取 ☎ 0120-451-783
倉吉 ☎ 0858-23-6131
米子 ☎ 0859-31-8785

メールアドレス
minakuru@roufuku.jp

内職情報の案内

電話もしくは窓口にてご案内します。(平日 9:30～18:00)

ウェブでチェックできます！

<http://tottori.roufuku.net/naishoku.htm>

労働セミナー

労働法令や制度、働く時・雇う時のルール等のセミナーを開催します。

ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識啓発として、事業所が実施する社内研修等に講師を派遣します。

労務管理の相談

労務管理のご相談、助成金制度などの紹介を行います。



2008年度 労働者福祉の充実に関する鳥取県への要請と回答

要 請 事 項	担当課	回 答
1. 労働者福祉事業の育成・支援強化について 地域社会の健全良質な労働雇用環境と、安心安全の生活環境づくりをめざす労働者福祉事業の促進にあたって、行政として連携・支援を強化する立場から、(財)鳥取県労働者福祉協議会が行なう、研修、調査研究、広報活動、文化・スポーツ交流事業などに対して、必要な連携と支援助成を継続されたい。	商工労働部 労 働 政 策 チ 一 ム	引き続き、労働者福祉の増進に資する事業に対して支援を行うとともに、連携の強化に努めていきたい。
2. 地域勤労者の労働・雇用環境の整備・充実について (1) 県内の就労環境は、有効倍率の長期低迷や、若者の就業場所を求めての県外流出など依然厳しい環境にあります。 良質な雇用創出は、健全な地域社会の形成と安心できる生活のための必須の条件です。 県内における就業先の確保について、県政としての諸施策を一層強化されたい。	商工労働部 雇 用 就 業 支 援 チ 一 ム	鳥取と米子に若者仕事ぶらざを設置し若年の就業支援を行っているところであるが、平成20年中に県の就業支援員を1名ずつ増員し各3名ずつとしたことに加え、平成21年2月には新たにくらよし若者仕事ぶらざを開設し、若者の就業支援体制を強化したところである。 また、八頭と境港のふるさとハローワークについても、県の就業支援員を1名ずつ増員し、各2名配置しており、今後も求人開拓、県内就業先及び就職の斡旋に努めていきたい。
(2) 県内の中小地場企業における労使関係について、労使間のトラブルを未然に防ぐとともに、個別企業・労働者が直面する労働・雇用問題への助言機能や、労働法制を遵守する労務管理を推進・定着させるために、鳥取県中小企業労働相談所（通称「みなくる」）の機能の充実に向けた諸施策を引き続き強化・推進されたい。	商工労働部 労 働 政 策 チ 一 ム	平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会へ委託を行ったところであり、引き続き貴協議会と連携をとりながら労働相談等の支援及び労務管理の指導等の充実を図っていきたい。
(3) 勤労者サービスセンターの存続について (1) 消費者金融の多重債務問題への対応について ① 消費者金融等の多重債務問題は、不安定・低賃金就労の拡がりという今日的雇用状況にも起因する社会問題でもあり、2006年末の改正貸金業法の成立などにより、多重債務問題への取り組みが地方行政面でも進みつつあります。 行政の立場から、関係機関による対策本部の取り組み強化、悪質なヤミ金業者の取締まりや身近な相談体制、行政関係部署の連携強化による早期発見体制、相談員の専門性（課題解決のためのコーディネート機能など）の向上、生活資金等に関わる貸付融資制度の広報周知など、消費者金融による多重債務者の被害救済と生活再建を支える対策を一体的に強化されたい。	商工労働部 労 働 政 策 チ 一 ム	勤労者サービスセンターの会員ニーズもふまえた必要性、負担額と事業とのバランスなどを検討されたうえで、まずは各センターにおいて自主的な運営体制について検討されたい。
3. 勤労者の生活課題の改善について (1) 消費者金融の多重債務問題への対応について ② 高校生に対する社会人前（消費者）教育など、クレサラ被害の未然防止に向けた取り組みを強化されたい。	生活環境部 消 費 生 活 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務対策については、平成19年6月に「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」を設置して、弁護士会など関係機関・団体と連携して被害の未然防止、相談体制の充実等を図ってきている。 ・平成20年度は、多重債務等相談会を隔月から毎月開催に拡充し、12月までの相談強化キャンペーン期間中には県内3地区で土日の特別相談会も開催した。また、スーパー、ホームセンターなどへのポスター掲示も昨年度から引き続き行い、今年度はコンビニエンスストアなど掲示協力店舗を拡大させた。さらに金融機関との連携協力によりATM周辺にリーフレットを配架するなどの取組も行ったところ。 ・相談を受ける職員などの対応力向上についても、税務・福祉関係部局職員への研修及び多重債務相談先進地研修を実施したところ。 ・今後とも多重債務問題に係る関係機関などと連携をとり、被害の救済・生活再建などが図られるよう取り組んでいきたい。 ・また、消費者・生活者の安全・安心の確保に資する地方消費者行政の充実強化のための消費者行政活性化基金を造成することとしており、この基金の活用により市町村相談窓口の開設、充実強化を働きかけていることとしている。 ・県としても基金活用により、土日の消費生活相談の実施など相談体制の強化充実に努めていく予定としている。
	教育委員会 高等學校課	<p>高校における消費者教育については、「公民科」の「現代社会」及び「政治経済」、「家庭科」の「家庭総合」及び「家庭基礎」の授業において、生徒が経済や消費生活の課題について認識し、消費者として責任を持った行動をするための学習を行っている。</p> <p>また、多くの高校では消費生活センターの職員を講師に招いて講演会等を実施したり、高校3年生を対象として全高校に配布される「あなたも消費者」を使って、ホームルーム等で消費者問題の背景と消費者の権利と責任等について具体的な事例を通して理解させ、消費者として責任を持って行動できるよう、高校を卒業するに当たって学習した内容を確認する等の取組をしている。</p> <p>今後も引き続き、消費生活トラブル及び金融トラブルの未然防止に向けた消費者教育に取り組んでいく。</p>

要 請 事 項	担当課	回 答
(2) 生活保護行政の適正運用の促進 総ての国民が健康で文化的な生活を営むための最後のセフティーネットである生活保護制度について、国の生活保護基準切り下げの動きに反対し、窓口で申請自体を抑制する所謂「水際作戦」等が生じないよう指導を徹底とともに、ケースワーカー体制の強化などによる生活保護世帯の就業自立を支援する体制を充実されたい。	福祉保健部 福祉保健課	生活保護の相談に当たっては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言及び生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、相談者の申請意思を確認するとともに、申請権の侵害と疑われるような行為は厳に慎むよう指導監査等で徹底している。 また、自立支援プログラム等の活用、ハローワークとの連携による就労支援体制の充実に努めているところであり、今後も引き続きその充実に努めていきたい。
(3) 家計収入による教育格差の是正 家計収入によって子どもの教育環境に格差が生じる現状が憂慮されています。 家庭の経済的事情による子どもの教育格差を軽減するために、育英奨学金制度、授業料減免措置、通学費援助など、経済的な就学支援策について充実されたい。	教育委員会 人権教育課	高校に係る奨学資金については所得要件（父、母、本人及び弟又は妹の4人世帯の場合で年間世帯所得約800万円以内）を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 従前からおおむね授業料を超える金額を貸与しており、平成15年度からは授業料免除との併用を可能とした。 また、授業料の減免措置については、その事由により全額又は半額免除としているところである。（平成19年度減免率 20.8パーセント 全日制） なお、平成21年度に予定していた授業料等の改正については、県内の厳しい経済状況を勘案して改正を見送った。 今後も引き続き就学支援に努めたい。
(4) 子育て支援施策の強化について 企業における育児休業制度の利用促進や、地域における子育て支援施策など、勤労者家庭の「子育て」支援施策を、地域社会全体の課題として積極的に推進することが必要です。 子育て世帯の経済的支援にあたって「育児休業・介護休業支援制度」や「育児支援ローン」など、行政提携の各種助成制度について広報・周知を促進されたい。	商工労働部 労働政策チーム	労務管理アドバイザーを東中西部に配置し啓発に努めている。また、今年度、ワークライフバランスを推進するため「とっとり仕事と生活の調和推進会議」が設置され、県と労働局が連携して育児・介護休業制度の普及啓発の強化に努めているところであり、育児休業給付金・介護休業給付金など公的な支援制度や相談窓口を紹介するリーフレットを作成し、啓発に努めている。
(5) 後期高齢者医療制度の撤廃 高齢者の医療負担の増加や医療の世代間格差をつくる後期高齢者医療制度については撤廃し、公平負担と持続可能な医療制度となるよう国に働きかけられたい。	福祉保健部 医療指導課	後期高齢者医療制度については、制度設計に多くの課題があり、国に制度の改善要望を5月23日、7月10日、11月21日に行い、また、7月23日に中国四国民生部長会議を行ったところである。 なお、国においては改善要望を受けて、低所得者への保険料の更なる軽減、保険料の口座振替による納付など改善されており、制度の撤廃の要望は考えていないが、将来にわたる安定的な医療保険制度を確保するために、国の責任において、医療保険の一元化を含めて医療保険制度を見直すように国に要望を行った。
(6) 消費者行政の充実と「食の安全」確保について ① 近年、「食」の安全を脅かす事件が相次いでおり、消費者の安全を守ることを第一義とする地方行政が求められています。 食の安全に関わる行政規制や、事件発生時に即応する体制の確立などについて、行政縦割りの弊害を無くし、消費者行政部門が関係行政部門に対しても一元的、統括的にリーダーシップが発揮できる機能強化や、現場力の強化など体制強化を図られたい。 また、住民に身近な市町村相談窓口の充実にむけて、県の支援、指導を強化されたい。	生活環境部 くらしの安心推進課	・県においては、すでに平成15年から食品表示に関わる食品衛生法、JAS法、またその他景品表示法等の所管を一元化しているところ。消費者庁の動向を見ながら必要があれば、組織の見直しについて検討したい。 ・身近な市町村相談窓口の充実については、他県の先進的な取組をされている市町村担当者による研修を開催するなどの取組を行い、働きかけをしているところ。 ・また、消費者・生活者の安全・安心の確保に資する地方消費者行政の充実強化のための消費者行政活性化基金を造成することとしており、この基金の活用により市町村相談窓口の開設、充実強化を働きかけることとしている。 ・県としても基金活用により、土日の消費生活相談の実施など相談体制の強化充実に努めていく予定としている。
② 毎年定められる食品衛生監視指導計画（主に食中毒防止など）にとどまらず、事件、事故への対応を含めた施策の策定や、計画的な食の安全確保について、県条例の制定も含めた総合的な施策を充実されたい。 また、施策の実施にあたっては、行政、事業主の立場のみならず、消費者の立場からの意見が反映されるよう取り組みを強化されたい。	生活環境部 くらしの安心推進課	・食品に関する事件及び事故については、「鳥取県食の安全対応マニュアル（平成16年3月）」を制定し、対応しているところ。 ・計画的な食の安全確保に関しては、「食の安全を推進するための基本方針（平成16年策定）」を現在の食を取り巻く環境変化に対応するため見直しを予定しているところ。 ・県の施策については、「食の安全推進会議」を設置し、生産者、事業者及び消費者の方を委員に委嘱して意見を伺うとともに、来年度から食の安全モニターを新設し、県民による食品衛生、表示のチェック等の強化を図っていく予定。
③ 次代を担う子どもたちが、食の自給率の向上や、産地の顔が見え、大きさを実感できる食について考える力を育てることが重要です。 子どもの「食育」を推進のために、家庭、学校、産業部門が連携し、効果的なプログラムが実践できるよう取り組みを強化されたい。	福祉保健部 健康政策課	・平成20年4月に「食のみやことと～食育プラン～」を策定し、①健全な食習慣の定着②食に関する正しい知識の習得③食に対する感謝の心を養う④豊かな食文化の継承の4つの重点目標を掲げて、家庭、地域等で食育に関わるあらゆる立場の者が実践する食育推進の指針を示したところ。 ・平成21年1月30日に、家庭、保育所、学校、生産者団体、小売業者等の代表者を委員とした「健康を支える食文化専門会議」を開催し、関係各課も参画して食育プラン等の具体的な推進策について検討した。

* ライフサポートセンター とつとり *

日常生活を送っていく上で起こるさまざまな悩みや問題…
どこに相談したらいいんだろう…
私たちが力になります。無料相談窓口をご利用ください。

ご相談内容



無料法律相談の充実

～米子・倉吉からも開催～

弁護士による無料法律相談が4月から米子・倉吉からも開催が決定しました。鳥取西部・中部地区の方も相談しやすくなりましたので、ご活用ください！

鳥取

毎月 第3水曜日

倉吉

毎月 第2木曜日

米子

毎月 第1水曜日

時 間 予約制で、30分単位

- ①15時～15時30分 ②15時30分～16時
- ③16時～16時30分 ④16時30分～17時

実施場所 鳥取会場…鳥取県労働会館 3階(鳥取市天神町30-5)
倉吉会場…労金倉吉支店 2階(倉吉市東昭和町286-2)
米子会場…西部労働者福祉会館 2階(米子市東町189-2)

*各会場については、P5「みなくるからのお知らせ」の地図をご参照ください。

予約受付 FAX または、メール でお申し込みください。

⇒FAX 0857(32)5454

⇒メール soudan5454@shore.ocn.ne.jp

*ライフサポートセンターとつとりのブログからも「法律相談」より予約申込ができます。
http://blogs.yahoo.co.jp/tottori_rofuku

(財)鳥取県労働者福祉協議会内 ライフサポートセンターとつとり事務局
〒680-0847 鳥取市天神町 30-5 FAX. 0857-32-5454

鳥取県では、男性労働者に育児のための休業を取得させた**事業主**を対象とした
お父さんも子育てを！推奨事業奨励金を設けてあります。

概要

- 中小企業における仕事と子育ての両立支援を図るため、男性労働者に育児のための休業（法律に基づく「育児休業」または企業が独自に設ける「育児のための休業（特別休暇等）」）を取得させた場合に、その事業主に対し奨励金を支給します。
(ただし、平成22年3月31日までに育児のための休業を終了していること。)
- 対象事業主 主たる事務所（本社）が県内にある中小企業の事業主
- 奨励金の金額は、取得した休業の期間に応じて右表のとおり（1事業主2人まで）
- 支給に際して、男性労働者が配偶者の出産後1年以内に、引き続き1週間以上育児のための休業を取得していることなどの支給要件がありますので、詳しくは下記申請窓口にお問い合わせください。
- 申請窓口
鳥取県商工労働部雇用人事総室労働政策チーム
電話 0857-26-7224

※上記の内容は、平成21年4月以降の予定です。

取得した休業の期間	支給金額
引き続く1週間以上2週間未満	50,000円
引き続く2週間以上4週間未満	75,000円
引き続く4週間以上	100,000円



発行責任者 安田邦夫
発行日 二〇〇九年三月
編集責任者 小泉俊一
編集委員 澤田陽子・熊谷延彦・下田恵美子・岡本藍子・谷口美紀
(財)鳥取県労働者福祉協議会 第262号 TEL(0857)27-4188